

遅刻をくり返す子どもがいる。

学校生活において、基本的な生活習慣を身に付けることは、子ども自身にとって大切なことです。学ぶ権利を守り学力を保障するという観点から、子どもが生活のリズムを確立し、毎朝元気に登校できるよう、適切に指導と支援を行うことが必要です。

A1 子どもが楽しく通える学校づくりに努めましょう。

すべての子どもにとって登校することが楽しみになるような、魅力的な学級づくり、学校づくりに努めることが前提です。

その上で遅刻をくり返す子どもがいる場合は、どうしたら毎朝元気に学校に来られるかという観点から遅刻をくり返す子どもに向き合いましょう。また、その子どもが登校したときには、声をかけてほめるなど、子どもの存在や努力を認めることが、本人の自信や自尊感情を高めることにつながります。周囲の子どもたちとともに支援していけるような集団づくりを進めましょう。

A2 遅刻の原因を把握しましょう。

遅刻をくり返す原因はさまざまです。子どもに対しては、悩みや気持ちを受けとめるという共感的な理解を示し、子どもの話を傾聴することで、遅刻の原因をつかむことが大切です。

遅刻の理由を本人に聞いてもはっきりしないことがあります。そういう場合は、登校したときの子どもの様子を観察するとともに、保護者と連絡を取り合い、家庭での様子を聞き取るなど、子どもの状況をしっかり把握しましょう。

A3 できるだけ早期に原因に応じた支援をしましょう。

子どもが遅刻をくり返し始めたら、できるだけ早期に原因に応じた支援をすることが重要です。

生活習慣の乱れが原因の場合は、毎日決まった時間に登校することの大切さを自覚させるとともに、子どもが生活のリズムを確立できるよう支援することが重要です。また、本人の悩みや不安、体の不調が原因と考えられる場合は、子どもや保護者から十分話を聞き取る必要があります。必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関とも連携しましょう。

特に、家庭に原因がある場合は、まず、子どもの学校での様子をさまざまな機会を通じて情報発信するとともに、いつでも保護者が相談できるよう信頼関係づくりに努めましょう。誠実に対応することで、保護者と教職員が連携し、それぞれの子どものよさや可能性を引き出していきます。特にいじめや虐待が原因と考えられる場合には、学校として組織的な対応を行う必要があるので、早急に校長・准校長、教頭、他の教職員などに相談し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなどの専門家や福祉部局、子ども家庭センターなどの関係機関とも積極的に連携しましょう。

また、なかなか改善されない場合にも、一人で抱え込まないようにしましょう。

〈ポイント〉

いじめや虐待、教職員との関係などが原因で遅刻している場合は、子どもが遅刻の原因を話しながらないことがあります。焦らずにじっくりと子どもの状況を把握して、その原因を探ることが大切です。

※いじめについてはQ6、虐待についてはQ19をご覧ください。

★CHECK①★

「令和7年度 初任者・新規採用者研修の手引 2025-26」(大阪府教育委員会 令和7〔2025〕年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r07/syonin_tebiki.html

Ⅱ-【6】-9-(7)には子どもと接する基本的な姿勢や、子どもを理解するためのポイントが掲載されています。

★CHECK②★

「すべての児童生徒がかげがえのない存在として尊重される学校づくりのために ―いじめ防止指針―」

(大阪府教育委員会 平成18〔2006〕年3月作成)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-1.html>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-2.html>

いじめの未然防止、事象の対応など、基本的な留意点を示しています。

★CHECK③★

①「子どもたちの輝く未来のために―児童虐待防止のてびき―」(大阪府教育委員会 平成23〔2011〕年3月改訂)

本書は、学校における児童虐待への対応について、「早期発見」「通告」「継続的支援」の3つの視点から、学校及び教職員が講ずべき方策、措置等を示しています。

②「子どもたちの輝く未来のために―児童虐待防止のてびき―要点編」

(大阪府教育委員会 令和元〔2019〕年12月)

直近の法制等を鑑みて、児童虐待対応について学校で押さえておくべきポイントをまとめています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/gyakutaibousi/index.html>

★CHECK④★

親学習教材「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(大阪府教育委員会 令和6〔2024〕年3月増補)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/oyaoya/index.html>

「親学習(親まなび)」とは、保護者どうしやさまざまな年代の人との対話や交流を通して、保護者自らが子育ての大切さ等に気づき、学ぶことを目的とした参加体験型の学習です。この教材は、「親」の思いについて理解を深めることができ、家庭との連携を進める上で大変参考になります。小学生や中学・高校生を対象とした教材もあり、学校の授業で活用いただくこともできます。また、親学習を進めるに当たってのてびきとなる指導事例も掲載しています。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の3では、課題を抱える子どもの理解の方法や、グループワーク、実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

【補足と発展】

- ① 遅刻をくり返す子どもには、生活習慣の乱れから、朝食を摂取しない場合や、食事の内容が片寄って疲れやすい体質になっていることもあります。食育の観点から子どもにアプローチすることも大切です。
- ② 学校、家庭の課題が原因で遅刻をくり返している場合、子どもの生活を支援するために地域(民生委員児童委員など)や専門機関と連携することも必要です。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を適切に果たしながら協力・連携し、ゆとりある学習環境を創造する中で、子どもの個性と創造性、自己肯定感を育み、学習意欲を喚起するよう努める必要がある。〔1ー(3)ーイ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。〔第Ⅱ章ー第1節ー3. ー(1)〕
- ◎ 教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことになる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。(中略)教育活動や日常生活の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高めること、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など子どもへの働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも期待される。〔第Ⅱ章ー第3節ー1. ー(3)ーイ〕